

埼玉県立大学情報センターの業務等を定める規程

令和 6 年 4 月 1 日

規 程 第 1 4 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、埼玉県立大学学則（平成 2 2 年規則第 1 号。以下「学則」という。）第 7 条第 2 項の規定に基づき、埼玉県立大学情報センター（以下「センター」という。）の業務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 センターは、埼玉県立大学（以下「大学」という。）の教育研究活動に必要な図書、学術雑誌、視聴覚資料等（以下「図書資料」という。）及び情報環境を整備し、これを効果的に運用及び提供することによって、大学の教育研究の推進に寄与することを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 図書資料の収集、整理、保存、提供及び学内外の相互利用に関すること
- 二 学術情報の収集及び提供に関すること
- 三 情報環境の整備、管理及び運営に関すること
- 四 情報ラウンジ、グループ研究室等の施設及び設備の管理に関すること
- 五 その他図書資料の充実及び情報環境の向上に関すること

(組織・職員)

第 4 条 センターに、学則第 1 5 条の規定に基づく情報センター長（以下「センター長」という。）及び公立大学法人埼玉県立大学組織規則（平成 2 2 年規則第 6 号）第 2 0 条の規定に基づく職員を置く。

(その他)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、センターの業務に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。